

感染症の予防及びまん延防止のための指針

水島虹の訪問看護ステーション

I. 平常時の対策

1 総則

(1) 目的

介護保険サービス事業者には、利用者の健康と安全を守るためのサービス提供が求められている。利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設・事業所等の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

2 体制

(1) 委員会の設置・運営

① 目的

施設・事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

② 活動内容

感染対策委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。

- ・施設・事業所等の感染課題を明確にし、定期的に指針・マニュアル等を見直し、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的な対策を施設・事業所全体に周知する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策、及び拡大防止の指揮を執る。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

③ 感染対策委員会の構成委員

- ・委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営と指導を担う。
- ・委員会の委員は、各事業所から2名ずつ選出とする。

感染対策委員は、施設内の感染症発生の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策委員は他業務との兼務を可とする。

④ 運営方法

感染対策委員会は、半年に1回以上、定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

(2) 職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とする。

全職員を対象に、定期的な研修を年1回程度実施する。

(3) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

3 日常のケアにかかる感染管理（平常時の対策）

(1) 利用者の健康管理

- ① 利用開始以前の既往歴について把握する
- ② 利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する
- ③ 利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する

(2) 職員の健康管理

職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 入職時の感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する
- ② 定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する
- ③ 職員の体調把握に努める
- ④ 体調不良時の申告しやすい環境を整える
- ⑤ 職員へ感染対策の方法を教育、指導する
- ⑥ ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する
- ⑦ 業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する

(3) 標準的な感染予防策

標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

〈職員の感染予防策〉

- ① 手指衛生の実施状況を評価し、適切な方法を教育、指導する
- ② 個人防護具の使用状況を評価し、適切な方法を教育、指導する
- ③ ケア提供時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- ④ 十分な必要物品を確保し、管理する

〈環境整備〉

- ① 整理整頓、清掃、換気を常時実施し、実施状況を評価する
- ② 効果的な環境整備について、教育、指導する

II. 発生時の対応

1 感染症の発生状況の把握

感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ② 事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する

2 感染拡大の防止

感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

〈看護職員〉

- ① 発生時は、手洗いや手指の消毒、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う
- ② 感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する
- ③ 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する

〈所長〉

- ① 協力医療機関や保健所に相談し、技術的な応援を依頼するとともに指示をうける
- ② 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する
- ③ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
- ④ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す

3 医療機関や保健所、行政機関との連携

必要な公的機関との連携について対策を講じる。

〈医療機関との連携〉

- ① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する
- ② 医療機関からの指示内容を施設・事業所等内で共有する

〈保健所、行政機関との連携〉

- ① 疾病の種類、状況により報告を検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する

4 関係者への連絡

関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する
- ② 利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する
- ③ 居宅介護支援事業所との情報共有体制を構築、整備する
- ④ 他事業所や業者との情報共有体制を構築、整備する

※〈変更・廃止手続〉本方針の変更及び廃止は、感染対策委員会決議により行う。

附則

この指針は、令和6年 3月 1日より施行する。